

不法投棄未然防止事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大量不法投棄者等の悪質な者に対し、強制力のある防止対策により対抗し、強く警告を発することにより、不法投棄の未然防止を図るため、市町村が「不法投棄未然防止事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき実施する、「不法投棄未然防止事業」(以下「未然防止事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象は、実施要綱に基づき設置事業を行う市町村とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、市町村が実施要綱に基づき実施する事業に係るもので、次に掲げる経費とする。

- (1) 不法投棄防止柵等の設置に要する経費
- (2) 不法投棄物の撤去に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内で知事の定めた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に、規則第4条に規定する書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出して承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出して承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告書)

第7条 補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第12条の規定により、実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 施設設置工事報告書
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、補助事業終了後交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする者は、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく交付決定通知に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供して(以下「処分」という。)はならない。

2 前項の処分をしようとするときには、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(証拠書類等の保存)

第10条 市町村は、当該事業の収支に関する帳簿を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の運用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 不法投棄阻止施設事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。